

金融円滑化への取組の実施状況について
(平成29年8月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客さまへの対応及び事業系融資(賃貸住宅融資、まちづくり融資等)において返済が困難となったお客さまへの対応に取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

- 中小企業金融円滑化法第4条を踏まえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成29年8月31日)
(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
〔債務者が中小企業者である場合〕

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	741	145,185
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	650	128,077
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	53	9,551

- 中小企業金融円滑化法第5条を踏まえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成29年8月31日)
(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	108,035	1,351,900
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	79,813	998,535
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	3,309	44,999
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	354	4,380
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	24,559	303,987